



ケーブルテレビ施設譲渡に関する国、県等との協議

飯山市 総務部 事業戦略課 令和8年(2026年)8月24日

■主な工程とスケジュール

- (株)テレビ飯山への説明【R7年(2025年)5/7】
- 飯山市議会への説明【R7年(2025年)5/8】
- 記者会見【R7年(2025年)5/8】
- 加入者への説明(通知)【R7年(2025年)6/4】
- 広報飯山へ掲載【R7年(2025年)6/15及び10/15】
- 承継に係る要件の作成
 - ▼ 要件の事前調査【R8年(2026年)1/5～5/8】
- 施設譲渡に関する国、県等との協議
(承継事業者への施設譲渡に関する協議)
- 事業者選定(公募型プロポーザル方式)
 - ・ 審査会 : 令和8年(2026年)8月19日
 - ・ 結果発表 : 令和8年(2026年)8月24日
 - ・ 基本協定締結: 令和8年(2026年)9月下旬
- 加入者および市民への説明会
(料金体系や番組内容等)
- 最終合意に向けた調整
(覚書締結、占用許可等の協議)
- 契約の締結

市議会と県議会の議決が必要

◆当時活用した補助金(総務省)の概要

【事業名】平成12年度新世代地域ケーブルテレビ施設整備事業

【補助額】476,003,000円(補助率:約1/3)

①施設等 1,421,647,500円(うち補助額472,343,589円)

②土地 11,014,000円(うち補助金 3,659,411円)

◆災害復旧債(財務省)の概要

【事業名】単独災害復旧事業

【対象】令和元年東日本台風災害 復旧工事経費

【借入額】8,700,000円

【借入年月日】令和3年(2021年)3月25日

【未償還額】5,440,762円(R8.3月現在)

事業承継者へのケーブルテレビ施設譲渡の可否等を協議

協議対象(施設等と土地)



施設等

承継事業者に譲渡

老朽化や伝送路方式の違いにより、撤去や処分が必要な設備等を含む。



土地

このまま飯山市で所有

隣接する市の土地と一体的に管理する必要あり。承継事業者から利用する土地の使用料をいただく。

総務省との協議内容(補助金関係)



施設等

承継事業者へ無償譲渡

【協議結果】

国の基準により、承継事業者が無償で施設等を譲渡する場合、補助金を返納する必要なし。

【無償譲渡する主なもの】

- ・ 飯山市情報センター建物
- ・ 受信アンテナ用鉄塔
- ・ 地デジ放送関連機器
- ・ 光送受信機など
- ・ 撮影編集機材
- ・ サーバー設備
- ・ 伝送路同軸ケーブル
- ・ 伝送路機器



土地

補助金分を返納

【協議結果】

このまま市で所有する場合、国の基準により、当時の補助金分約366万円を返納する必要あり。

【赤線: 補助金を活用した土地】



財務省との協議内容(災害復旧事業債)



施設等

未償還額+補償金を返済

【協議結果】

令和元年東日本台風災害で飯山市情報センターの1階部分が浸水、復旧工事経費に対し、国の災害復旧事業債を活用。施設を承継事業者に譲渡できるか協議した。

災害復旧事業債の制約を解除し、承継事業者へ施設を譲渡するため、未償還額約544万円(R8.3月現在)と補償金0円(R7年11月現在、社会情勢により変動)を国に納める必要あり。